

なぜ女性には働くのか。それは第一に、そして何よりも、女性が他者(男性)に従属しないで生きていくため、人権の基本である自己決定権を行使するためである。



中島通子 ● なかじま みち子 1935～

一九三五(昭10)年九月九日、東京に生まれる。戦中の学童疎開は強制集団生活と飢えという極限状態。子どもにも生ずる権力構造と弱者の存在を心に刻み、将来は生徒一人一人の味方になる先生になろうと誓う。敗戦後は富山県に移り、新憲法下の中学生時代に早くも女性解放や農村の嫁の地位の低さを論じる。医学部に入學したが、注射が怖くて早々に退學。文学部に入り直して卒業後、法学部に學士入學。母の励ましもあり、結婚しながらも自立したいと二五歳で弁護士をめざす。弁護士の仕事に「論理を駆使して事件を解きほぐす痛快さ」を見出す。法律だけでは解決しきれない問題にも直面した。おりしもウーマン・リブや人間全体の解放運動が広がりを見

せ、その問題提起に共感。一九七五年に構えた自分の事務所を女性運動の場として提供し、国際婦人年をきっかけとして行動を起こす。わたちの会、男女別名簿の撤廃、男女雇用平等法制定運動、国内行動計画への提言、女性排除を公言した司法界を糾弾、など関与した活動は数知れない。一貫して女性の味方の弁護士として力強い存在である。企業での女性差別撤廃の裁判では、多くの歴史的な勝訴をもぎとっている。さらに、女も男も家庭と仕事を調和させ、平等に生きられる社会をめざす。女性運動と弁護士を両輪に自分自身が心豊かに生き、これまでの行動が新たな運動に引継がれることを期待しつつ、小学生の頃から胸に抱く熱い炎を高く揚げ続けている。(舟)